政策指針 21

水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　森林や農地など貴重な緑が保全されるとともに、公園整備や再開発などで新たに創出された緑が連続性・一体性を持ちながら質の高い都市環境を形成し、花や緑に彩られた美しい景観が都民の生活に癒しと潤いを与えている。

○　様々な主体による連携の下、多様な生物の生息・生育環境を守る取組が広がり、都市の発展と豊かな自然が調和した、人にも自然にもやさしい都市を実現している。

○　多くの都民が海水浴や川遊びを楽しむ水辺での水質改善が進むとともに、水循環が本来あるべき健全な姿に再生されることにより、水の都である東京の魅力がより一層高まっている。

○　ＰＭ2.5*の環境基準達成や光化学スモッグの低減、夏の暑さを軽減するクールスポットの増加などにより、更に澄んだ青空の下で都民が心地よく街歩きを楽しめる環境が実現している。

○　東京の活力が維持・発展し続けていくための「持続可能な資源利用」に都民や多くの企業が積極的に取り組む都市が実現している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築

◇緑の創出・保全を進め、豊かな都市環境と多様な生物が共生した潤いある生活を次世代に継承

事　　項		目標年次	目標値
都市計画公園・緑地の整備着手		2024 年度	520ha
都立公園の開園		2024 年度	170ha
水辺の緑化	海上公園*開園	2024 年度	47ha
	海の森開園	2024 年度	50ha
	河川緑化	2024 年度	30ha
民有地の緑の保全・確保		2024 年度	300ha
公園樹林・樹木の維持管理・再生		2024 年度	80 施設
農の風景育成地区*の指定		2020 年度	２か所

生態系に配慮した公園整備	都立公園	2023 年度	31 公園
	干潟・海浜・磯場	2024 年度	４か所
動植物園での生物多様性保全の推進		2024 年度	動物園３園及び神代植物公園の再整備
		2023 年度	葛西臨海水族園の改築
保全地域*における希少種対策の強化		2024 年度	全地域（2014 年時点：50 か所）
保全地域等での自然体験活動参加者数		2024 年度	延べ３万人

■東京の健全な水循環や水辺の水質を回復

◇水辺での都民利用の拡大とともに、民間と協働して渋谷川の潤いを提供

◇水道水の水源確保率及びおいしさに関する水質目標を 100%達成

◇雨天時における区部の下水放流について回数の削減とともに水質を改善

（貯留施設の整備地点における放流回数を７割削減）

（ＢＯＤ*を 40mg/L 以下に抑制し、2024 年度からの新基準※1に対応）

事　　項		目標年次	目標値
海浜公園における夏の海水浴体験		2016 年度	葛西海浜公園で実施
渋谷川の清流復活（再掲）		2018 年度	拡張工事の完成
八ッ場ダムの建設		2019 年度	完成
水道水中の残留塩素目標達成率		2016 年度	100%
降雨初期の下水を貯留する施設の増強		2023 年度	170 万m^3（累計）
雨天時の下水を処理する高速ろ過施設の整備		2019 年度	合流式の水再生センター全 11 か所（区部）
下水の高度処理施設等の整備※2		2024 年度	処理能力を 2.6 倍に増強（2013 年度比）
河川や運河の水質改善	河川や外濠でのしゅんせつ	2024 年度	隅田川など５河川及び外濠
	運河でのしゅんせつ・覆砂*	2024 年度	勝島運河など 30 運河
海辺の自然再生による水質浄化の促進	野鳥公園における干潟整備	2017 年度	11.8ha
	城南島海浜公園における砂浜再生	2015 年度	完了

※１　大都市を対象として、2024 年度から強化される下水道法施行令の雨天時放流水質の基準。それ以外の地域は、2014 年度から新基準が適用済

※２　高度処理施設のほか、既存施設の改造等により早期に処理水質の改善効果を高める準高度処理施設も対象

■熱環境や大気環境、資源循環における更なる改善

◇真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが増加

◇ＰＭ2.5 の環境基準達成率を 100%に向上

◇光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロ

◇都内で発生する廃棄物の最終処分量を 19%削減（2012 年度比）

事　　項		目標年次	目標値
都道への遮熱性舗装*・保水性舗装*の導入（再掲）		2020 年	約 136km（累計）
燃料電池*車普及台数（再掲）		2025 年	10 万台
東京港での排気ガス対策	船舶からの大気汚染物質の削減率（2010 年度比）	2024 年度	NOx*は 20%※1 SOx*は 40%※1
豊洲新市場での排気ガス対策	場内運搬車両の電動化率	2016 年度	100%
一般廃棄物のリサイクル率の向上		2024 年度	35%
海上公園での資源循環の推進	資源循環型施設の設置	2017 年度	１か所

※１　入港船舶総トン数１トン当たりの削減率

３　到達状況・課題

（緑の創出・保全）

○　都立公園の開園総面積は、2014 年６月時点で 2,000ha を超えた。また、この 10 年間の区市町村立を含む都内の都市公園等についても、約 940ha 増加させるなど、着実な整備を進めてきた。

○　2013 年のみどり率*は、都全域では 50.5%となり、2008 年調査時の 50.7%と比べほぼ横ばいとなった。

＜みどり率の推移（2003 年～2013 年）＞

エリア		みどり率（用途別）				みどり率全体
区分	年	公園・緑地	農用地	水面・河川等	樹林・原野等	
都全域	2003	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4%
	2008	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7%
	2013	3.7%	3.7%	2.5%	40.6%	50.5%
区部	2003	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0%
	2008	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6%
	2013	5.6%	1.0%	4.5%	8.7%	19.8%
多摩部	2003	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.6%
	2008	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4%
	2013	2.8%	5.1%	1.4%	57.8%	67.1%

※四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

○　しかし、樹林地や農地など既存の緑では、減少割合が低下したものの、開発や相続などに伴う土地利用転換は続いている。また、少子高齢化や人口減少など社会状況の変化に対しても、緑施策を対応させていく必要がある。

（生物多様性の保全）

○　量とともに質の確保も重視した緑施策の強化・展開を図るため、2012 年度に

策定した「緑施策の新展開」により、「江戸のみどり復活事業」など在来種植栽を進める取組を様々な主体と連携して展開してきた。

○　世界自然遺産である小笠原諸島のほか、保全地域などにおける希少種のモニタリング調査や保全活動を推進するとともに、都立動植物園では、絶滅に瀕する野生動物の保護繁殖や野生植物の保護増殖を進め、国内外から高い評価を得てきた。

○　しかし、都市化による野生動植物の生息・生育空間の縮小や外来種*による生態系のかく乱など、動植物への脅威は続いている。

○　また、生物多様性に関する都民の認知度調査（2014 年）では、「聞いたこともない」との回答が 36.9%と、生物多様性保全への気運醸成は十分とは言えない。

＜都民の生物多様性の認知度＞

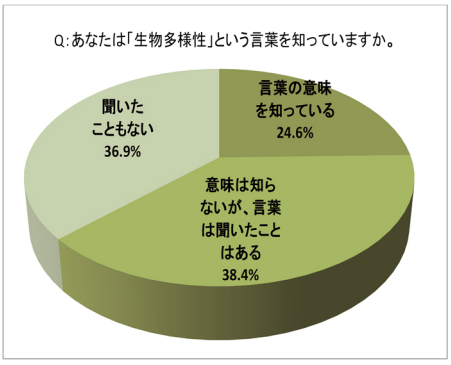

（資料）「都民生活に関する世論調査」（平成 26 年 11 月　生活文化局）より作成

（東京の水を取り巻く状況の変化）

○　都内の河川では、下水道の整備拡大や川底に溜まった汚泥の除去などの取組を進め、全 56 水域中 55 水域でＢＯＤの環境基準を達成するなど水質が大幅に改善するとともに、多摩川でもアユやシジミが多数確認されるようになった。

○　また、下水再生水を都内 184 か所へ供給したり、平常時の流量が十分でない河川や水路の水源として利用したりするなど、貴重な水資源として活用し、望ましい水循環の形成に取り組んできた。

○　一方、海水浴ニーズの高まりや取水制限を伴う渇水の発生、水循環基本法や雨水の利用の推進に関する法律の成立など東京の水循環を取り巻く状況は変わりつつあり、また、降雨時に下水の一部が水辺の水質を悪化させるなどの課題も残っている。

（都民の安全で快適な生活に悪影響を及ぼす環境要因）

○　近年、東京では猛暑日や熱帯夜が増加し、熱中症患者も急増してきた。都心での気温上昇は道路等の人工被覆や空調設備・自動車等の排熱などによるヒートアイランドの影響が大きく、今後も気温の更なる上昇が懸念される。

○　大気環境は都のディーゼル車規制等により大幅に改善され、多くの項目で環境基準をおおむね達成した。しかし、ＰＭ2.5 や光化学オキシダント*については、一部の地点で濃度の低下が見られるものの、環境基準達成率はいまだに低い。

＜都内での熱中症患者数の推移＞

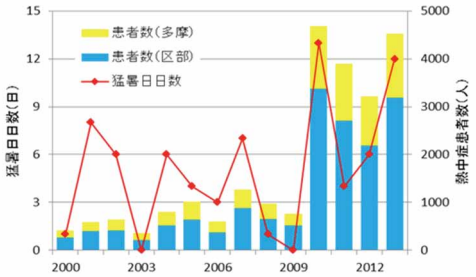

（資料）「熱中症患者速報（2013 年度報告）」（国立環境研究所）

○　各種リサイクル法の制定や３Ｒの取組の普及を背景に、都内のリサイクル率は向上してきたが、最終処分場で埋め立てられる年間124万トンの廃棄物には、再利用可能な資源も多く含まれている。

4　これからの政策展開

1　自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承

1　今後の都市空間における緑のあり方を示し、東京の緑を充実

- 人口減少等の社会状況の変化や市街地の集約型地域構造への再編などを見据えた東京の緑の将来像とともに、都市計画の観点から広域的に緑の創出・保全の目標や緑づくりについて、緑のグランドデザインとして方向性を示していく。
- 「緑施策の新展開」に基づき、緑を「まもる」「つくる」「利用する」ための取組を展開し、多様な主体との連携の下、質にも配慮しながら緑の保全・創出を推進していく。

2　都市を彩る花や緑の創出

- 人口変動などの社会情勢の変化や公園整備の進捗状況、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定も踏まえつつ、計画的な整備を進め、2024年度までに520haの都市計画公園・緑地の整備に着手する。
- 都立公園では、都市における緑の拠点として、2024年までに新たに170haの都立公園を開園させる。また、再整備計画を策定し、時代のニーズに合わせた整備を進めていく。
- 「公開空地等のみどりづくり指針*」の改定や「界わい緑化推進プログラム」の推進により、都市の中にある様々な空間を活用した連続性のある質の高い緑を創出するとともに、緑化計画書制度*を活用した在来種緑化の推進など生態系にも配慮した身近な緑を創出する。
- 2020年大会で使用される会場等の施設や2016年度に開場する豊洲新市場をはじめ、施設の新設・建替えなどあらゆる機会を捉え、都有地の緑化を着実に進めていく。

＜高井戸公園　将来イメージ＞

＜街路樹（右側）と一体となって快適な緑陰と景観を形成する民有地の緑（千代田区丸の内）＞

3　水と緑のネットワークの充実

- 「海の森」においては、「海の森倶楽部*」と連携したイベント等を通年で実施して「海の森」に親しむ機会を提供するとともに、都民や企業等との協働による植樹を進め、東京湾から都心への「風の道」の起点としての役割を更に高めていく。
- 海上公園の新たな開園や豊洲新市場周辺部の水際緑地帯の整備とともに、2020 年大会会場では、花など四季を感じさせる植栽など、臨海地域の魅力やにぎわいを向上させる緑化を推進する。
- 河川等の水辺空間の緑化とともに、都市公園や周辺の街路樹等との有機的な緑のネットワーク形成を進め、水と緑のネットワークを更に充実させる。

＜水と緑のネットワークを形成する海上公園（シンボルプロムナード公園）＞

- 公園や道路に現存する樹林・樹木等の維持や管理、再生を進め、快適性・安全性を高める。また、緑が織りなす美しい景観を維持・向上させるとともに、2020 年大会のマラソンコースをはじめ、道路の緑を東京の魅力として示していく。
- 都電荒川線の軌道緑化を地元区とも連携しながら進めるとともに、都市の魅力向上に向け、花を生かすなど環境への配慮や軌道形状に適した植栽方法など様々な角度から検討を行い、都市空間の中に緑のネットワークを形成していく。
- 周辺区部等における団地の建替えや木造住宅密集地域*の改善と併せて新たな緑やオープンスペースを創出し、都心部を取り囲む水と緑のネットワークを形成していく。

＜整備された街路樹＞

＜軌道緑化イメージ図＞

4　都内に残された貴重な緑の保全

- 都内に残る貴重な緑を保全するため、「緑確保の総合的な方針*」の改定により保全すべき緑を示し、区市町村と連携して 2024 年度までに 300ha の民有地の緑を確保していく。
- 区市町村との連携により、特別緑地保全地区*の指定を促進する。また、所有

に伴う負担の軽減策を通じて、屋敷林や崖線*の緑など東京に残された貴重な樹林地を保全する。

- 農地について、「農の風景育成地区」を 2020 年度までに新たに２地区で指定するとともに、都市農地に関する国の動向や農業従事者の意向を踏まえながら、今後の都市農地の在り方・活用方策について定め、保全していく。
- 荒廃した森林での間伐・枝打ちや民有林の購入により、土砂災害の防止や水源のかん養、生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有する森林を保全・再生していく。
- 森林循環（伐採・利用・植栽・保育）を持続的なものとするため、多摩産材の活用や林業従事者の育成、学校での木育活動による普及啓発などを行い、健全な森林を育成する。
- 丘陵地の広域的な緑について、関係市町村との連携の下、農作業や山仕事など、かつて地域の生活と密接な関わりのあった「みち」の利活用により、連続する緑として保全に取り組んでいく。

＜農の風景の保全＞

＜荒廃した森林の再生＞

- 山地や丘陵地など、将来に残すべき貴重な都内の自然地に関する調査を進め、地元自治体とも連携しながら、保全地域指定を着実に進める。
- 「森林・緑地保全活動情報センター（仮称）」を開設し、これまで自然にふれあう機会の少なかった都民の自然体験活動への参加促進に加え、多摩川水源森林隊などの継続的な活動を行う都民への情報発信を強化し、ニーズやレベルに応じた保全活動が可能となる体制を構築する。
- また、企業・ＮＰＯ・大学等とも連携を進め、緑の保全に向けた気運を更に高めていく。
- 都有地の活用等に際し、在来する植物の移植を図るなど保全に向けた取組を進め、地域特有の貴重な緑を将来に残していく。

コラム　神代植物公園のバラ

東京都立神代植物公園に足を運ばれたことはありますか？

1961 年に東京開都 500 年を記念して開園された都立植物公園で、約 4,800 種、10 万本・株もの樹木や草木を、ばら園をはじめ、ぼたん園やつつじ園など約 30 のブロックに分けて展示している国内でも有数の植物園です。

特にばら園は、世界でも例を見ないほどの老大株や、数多くの原種バラが保存されており、「世界ばら会連合優秀庭園賞」を受賞するなど、美しい庭園と合わせて世界的に評価されています。

400 品種以上が咲き誇る神代植物公園のばら園の中には、日本作出のバラにおいて初めて国際コンクールで金賞を受賞した「聖火」という品種があるのをご存知ですか。これは、1964 年に開催された東京オリンピック大会を記念して名付けられたバラなのです。

＜1964 年東京オリンピックを記念し命名された品種「聖火」＞

もしかすると、2020 年大会でも、新たな品種のバラが記念品種として大会に華を添えているかもしれません。

2　生物多様性保全に向けた環境整備と裾野の拡大

1　多様な生きものと共生できる都市空間の形成

- 都立公園 31 公園を、重点的に環境整備を行う地域生態系の拠点と位置付け、整備後も生物種のモニタリング等を継続することで順応的管理*を実現し、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。
- 上記 31 公園以外の公園でも、神代植物公園植物多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園全体で多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。
- 海上公園での生態系回復調査を踏まえつつ、公園ごとの保全利用計画及び整備・管理計画を策定するとともに、海浜や干潟、磯場の整備拡充を進めることで、野鳥や水生生物があふれる自然豊かな空間を創出する。

2　都に残る動植物の生息・生育環境の保全

- 保全地域において、ボランティアなど多様な主体と連携し、順応的管理、モニタリング調査、監視カメラ・柵による持ち去り対策の強化など希少種保全対策を進める。
- 小笠原諸島の固有種*の生息・生育環境を守るため、国や地元自治体、ＮＰＯと連携しながら、外来種対策等を継続・強化し、世界自然遺産の価値を後世に継承していく。
- 自然公園等では、ビジターセンターや都民の森*などの施設を整備・活用し、地域の動

＜媒島で発見されたアホウドリのヒナ＞

植物種や生態系を解説するなど、生物多様性保全に関する普及啓発を充実させ、残された貴重な自然環境の適正な利用を促していく。

3　生物多様性保全に向けた気運の醸成

- 都立動物園・水族園の再整備を進め、希少動物の保護繁殖、調査研究機能等と併せて、展示を通じた環境学習機能も強化することで、都民に身近であるとともに、国内外からも高い評価を得られる生物多様性保全の拠点としての役割を担っていく。
- 神代植物公園及び夢の島熱帯植物館の拡張や再整備を行い、絶滅危惧種に関する保護増殖事業の拡充や、江戸から継承される貴重な園芸植物の保全を進めるとともに、その成果を展示や環境学習活動を通じて普及啓発し、植物多様性保全に向けた気運を醸成する。
- 都立公園や海浜、干潟などを多くの都民が自然とふれあい、体感しながら学べる場として活用する。また、地元自治体の水辺を活用した環境学習への取組を支援するなど、身近な自然環境に対する関心を醸成しながら、自然の大切さを将来に伝えていく。

＜各動物園における希少種等の展示＞

上:「ホッキョクグマとアザラシの海」における立体的な複合展示（恩賜上野動物園）

右上:「アジアの平原」でのモウコウマの群れ展示（多摩動物公園）

右: 東京湾に生息する多様な生物の展示（葛西臨海水族園）

＜環境学習の様子＞

コラム　生物多様性を考える

生物多様性について皆さんはどのくらいご存知でしょうか。

「生物多様性＝Biodiversity」という言葉は比較的新しい言葉で、1985 年に「生物的な＝biological」と「多様性＝diversity」という 2 つの言葉を組み合せて作られました。

「生物多様性」という言葉の定義は様々ありますが、「生きものの豊かな個性とそのつながり」を示す言葉で、生物多様性条約の中では、次の 3 つのレベルでの多様性が示されています。

① 生態系の多様性：森林や河川、サンゴ礁など様々な自然の形態がある
② 種の多様性：動植物から微生物に至るまで様々な生きものが存在する
③ 遺伝子の多様性：同じ種の中でも異なる遺伝子を持ち多様な個性がある

生物多様性というとあまり馴染みのない話題と思われるかもしれませんが、私たちの生活にも密接に関係しています。今年に入り、国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）がニホンウナギと太平洋クロマグロを絶滅危惧種に指定しました。ＩＵＣＮによる絶滅危惧種指定は、２年後に予定されているワシントン条約締約国会議において国際取引の規制に関し、一つの重要な判断材料となります。

現在、我が国でも国家戦略として生物多様性保全が位置付けられており、個々のボランティア活動に至るまで様々なレベルで保全に向けた取組が進められています。都でも希少な陸産貝類が発見された連光寺・若葉台地区を保全地域に指定するなど積極的に生物多様性の保全に力を入れています。

＜連光寺・若葉台里山保全地域＞

サン＝テグジュペリの言葉で「地球は先祖から引き継いだものではない。子孫から借りているものだ」というものがあります。生物多様性を保全し、より良い自然環境を未来の子供たちに返せるかどうかは、今の私たちの行動にかかっています。

＜都内で保全すべき希少種の例＞

トウキョウ
サンショウウオ

エビネ

3　新たな方向性に基づき、東京にふさわしい水循環の姿を追求

1　東京の健全な水循環の回復

- 水源から海域、地下水に至るまで、東京のあらゆる水についてのあるべき姿や有効利用の方向性を示した新たなマスタープランを 2015 年度中に策定し、東京にふさわしい水循環を実現していく。
- 長年にわたる下水道整備などにより水質が改善傾向にある**葛**西海浜公園では、海水浴利用を禁止していた従来のルールを見直し、2016 年夏から一部の海域で人々が海水浴体験等を楽しめる環境を提供する。
- 下水再生水を活用し河川水量を回復させる清流復活事業を展開している渋谷川では、2018 年度中に民間と連携して再生水の放流地点を移設することにより、上流部に新たなせせらぎ空間を創出する。（再掲：226 頁参照）
- 雨水や下水再生水などの雑用水としての利用促進や、雨水浸透の普及に向けた取組

＜渋谷川上流部にせせらぎを創出＞

を強化することにより、水資源の有効利用を推進していく。

- 八ッ場ダムの完成や水源林の保全等により渇水対応力を向上させるとともに、残留塩素の低減に向け浄水場から蛇口までの総合的な対策を推進することにより、更に安全でおいしくなった水道水を将来にわたり安定的に供給していく。

2　快適な水辺の創出につながる下水道対策の推進

- 区部では、貯留施設や高速ろ過施設の整備など合流式下水道*の改善を進めることで、雨天時における放流回数を減らすとともに、放流水質を新基準以下となるように向上し、下水道から流出する汚濁負荷を更に削減する。長期的には、放流水質を降雨の影響が少ない分流式下水道*と同程度に改善していく。
- 多摩地域では、関係市と連携して合流式下水道の改善計画を新たに策定して取組を進め、雨天時の放流水質を分流式下水道と同程度に改善していく。
- 区部や多摩地域の水再生センターでは、高度処理施設等の整備を進めて水辺に放流される水質を向上し、東京湾における赤潮の発生の抑制に寄与していく。
- 八王子市や立川市にある単独処理区を流域下水道に編入し、高度処理を導入している都の水再生センターで処理することにより、多摩川や東京湾の水質を更に向上する。

3　都民に身近な水辺の水質改善

- 夏季にアオコ*や臭気が発生する外濠では、これまで流入していた降雨初期の下水を貯留する施設を整備するほか、底泥のしゅんせつを行うことにより、国指定史跡にふさわしい良好な環境となるよう水質を改善する。
- 内濠では、第二溜池幹線に接続する枝線を整備し下水の流入防止対策を完了することで、水質悪化を抑制していく。
- 勝島運河では海底の形状に応じた層の厚い覆砂を実施し、水質悪化や悪臭をもたらす貧酸素水塊*の影響を低減する。水深が深い他の運河でもこの新たな手法を展開して水質を改善し、都民がきれいな水に親しめる水辺を増やしていく。
- 流れの少ない河川区間や運河等では、底泥のしゅんせつや定期的な水面清掃を計画的に実施して、河川水質の維持・改善や悪臭の防止を図るとともに、東京湾への汚濁負荷の流入を抑制する。
- 野鳥公園での干潟造成や城南島海浜公園での砂浜再生など、海上公園において水生生物の生息環境を復元することにより、水辺の生態系を再生し自然本来の水質浄化機能を高めていく。

4　都民生活の質の向上につながる環境対策を推進

1　真夏に人々が安心して過ごせる暑さ対策の推進

- センター・コア・エリア*を中心とした重点エリアに、日中の路面温度の上昇を緩和する遮熱性舗装や保水性舗装を都道で毎年約 10km 整備することにより、道路に起因する温度上昇を抑制していく。（再掲：52 頁参照）

➢　ドライ型ミストの設置、花や緑の整備などに積極的な区市町村や事業者を支援し、夏の暑さを緩和するクールスポットを創出することにより、真夏に都民が心地よく街歩きを楽しめる環境を実現する。（再掲：52 頁参照）

<ドライ型ミストの導入例（渋谷区役所）>

（写真提供）株式会社いけうち

➢　ガソリン車より排熱が少なく排気ガスのない燃料電池車や電気自動車の普及を促進するとともに、都市のスマートエネルギー化を推進することにより、都内で発生する人工排熱や温室効果ガスを削減し、気温上昇を抑制していく。

➢　都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく。

➢　豊洲新市場など都有施設での屋上緑化や敷地内緑化を推進することにより、植物自体が持つ冷却効果を活用するとともに、建物の断熱効果を高めて空調排熱を削減し、周辺の気温上昇を抑制する。

➢　民間の最新技術を盛り込んだヒートアイランド対策ガイドラインの改定等を通じて、事業者の取組を促進するとともに、地域との連携による打ち水の活用拡大など、暑さ対策を社会に定着させていく。

➢　熱中症の予防に関する広報を引き続き推進することにより、より多くの都民に対して注意を促していく。

2　発生源対策による大気環境の更なる改善

➢　東京港では、国際的な環境対策プログラムであるＥＳＩ*に日本で初めて参加し、入港料減免のインセンティブを導入することで、ＰＭ2.5 等の生成原因の一つであるＮＯｘやＳＯｘについて船舶からの排出量を削減する。

➢　豊洲新市場では、場内運搬車両*の電動化率を 100％とするとともに、運送車両のアイドリングを防止するために保冷用の電力を外部供給する電源設備を設置し、敷地内で発生する排気ガスを低減する。

➢　運送事業者等への支援や庁有車への導入などにより低公害・低燃費車の普及を推進するとともに、ハイパースムーズ作戦*や市街地での荷捌き対策など交通渋滞の緩和に取り組み、自動車から排出される大気汚染物質を削減する。

➢　低ＶＯＣ*資材の普及拡大や夏季のＶＯＣ対策の広域展開を引き続き推進するとともに、調査研究を進めて生成の実態を解明することで、ＰＭ2.5 や光化学オキシダントの生成に寄与する大気中のＶＯＣ濃度を着実に低減していく。

3　持続可能な資源循環型都市の構築

➢　関係業界等と連携した事業系廃棄物のリサイクルルールづくりや、食品ロス等の削減に向けたモデル事業などを実施することで、廃棄物の循環利用・資源

ロスの最小化・エコマテリアル*の利用を促進し、リサイクル率の向上を図るなど持続可能な資源循環を推進していく。

- 建設リサイクル推進計画やガイドラインを改定し新たな再資源化目標や活用の先進事例を示すなど、コンクリート塊等の建設副産物*の再利用を促進することにより、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる循環型社会を構築する。
- 海上公園内に資源循環型施設を 2017 年度に設置することにより、大井ふ頭中央海浜公園等でせん定時に発生した枝葉のリサイクルを推進し、海上公園から排出される廃棄物を低減する。